



參 考 資 料

1 令和元年度 学校安全・災害共済給付ガイド

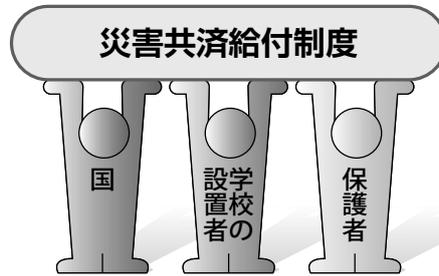
1 ▶ 災害共済給付に関する業務

(1) 制度の性格

災害共済給付制度とは、JSCと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校（保育所等）で児童生徒等総数の約95%にあたる1,660万人（平成30年度）が加入しています。

◆ 国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度



(2) 災害共済給付契約

◆ 対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

◆ 共済掛金の額

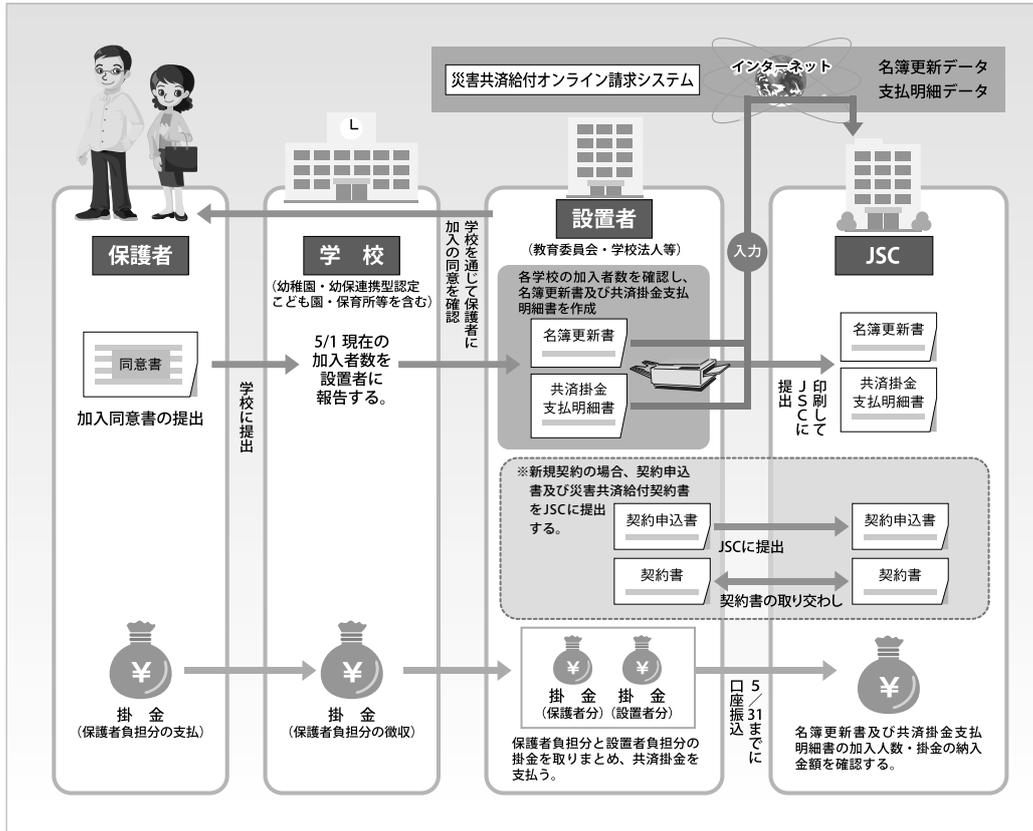
児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（令和元年5月現在）

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920(460)円	40(20)円
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150(1,075)円
	定時制 夜間等学科	980(490)円
	通信制 通信制学科	280(140)円
高等専門学校	1,930(965)円	
幼稚園	270(135)円	
幼保連携型認定こども園	270(135)円	
保育所等	350(175)円	40(20)円

- ※注意1 ()内は、沖縄県における共済掛金の額です。
- ※注意2 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。
- ※注意3 学校の設置者が免責の特約（7ページ詳細）を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。
- ※注意4 要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒をいいます。要保護児童生徒については、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

❑ 災害共済給付契約から共済掛金の支払まで



災害共済給付契約

- JSCと学校の設置者との間で締結します。
- 契約締結期間は、毎年5月1日から5月31日までです*。

名簿更新

- 次年度以降は、毎年度、名簿更新書を提出することによって契約内容が継続されます。
- 毎年5月1日から5月31日までの間に、名簿更新基準日である5月1日現在の加入者数を報告します。

共済掛金の支払

- 学校の設置者が毎年度、加入する児童生徒等の掛金を取りまとめ、一括してJSCに支払います。
- 支払期限は、毎年5月31日です。5月31日が日曜日の場合は翌日6月1日、土曜日の場合は翌々日の6月2日となります*。
- 期限内に支払われた場合は、その年度の4月1日以降に発生した災害が給付の対象となります。
- 期限後に支払われた場合は、その年度の支払日以降に発生した災害が、給付の対象となります。

掛金収納システムの利用

- 災害共済給付オンライン請求システムにある名簿更新機能を利用することにより、名簿更新書及び共済掛金支払明細書を簡単に自動作成することができます。
- 名簿更新機能は名簿更新時期になるとシステム上の画面に表示されます。

加入者名簿及び要保護児童生徒名簿の提出

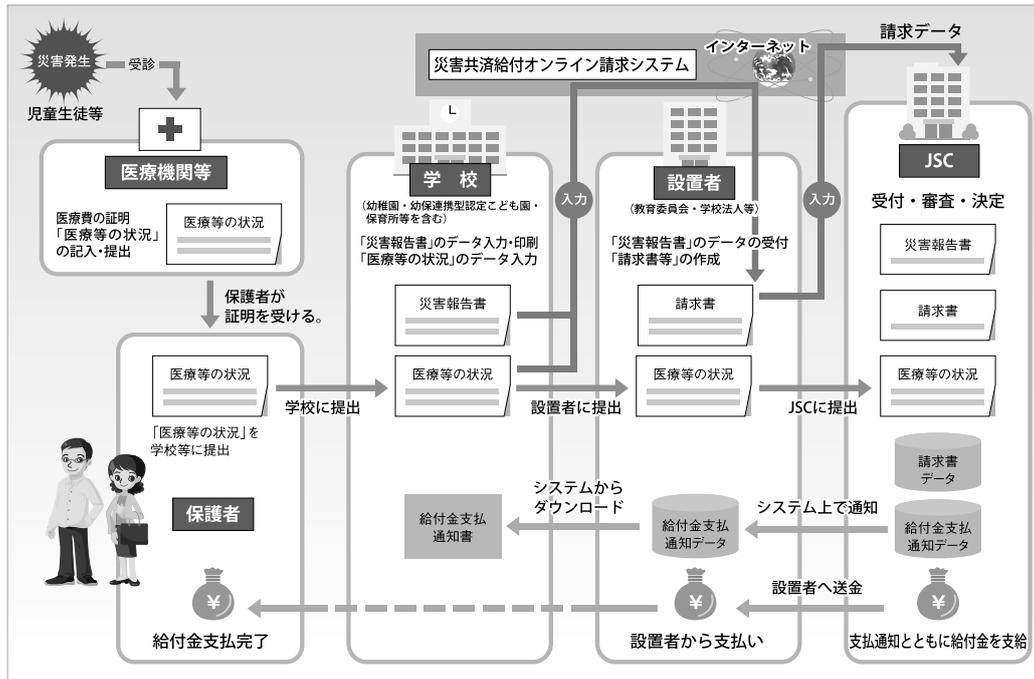
- 在籍者全員が加入する場合は、加入者名簿の提出は省略できます。
- 在籍児童生徒等の一部に未加入者がある場合は、加入者全員の名簿の提出が必要となります。
- 要保護児童生徒がいる場合は、要保護児童生徒名簿の提出が必要となります。

*5月2日から当該年度の末日までの間に経営を開始した保育所等における契約締結期限及び共済掛金の支払期限は、「その経営を開始した日の属する月の翌月の末日」となります。

(3) 給付の流れ

災害共済給付は、災害共済給付オンライン請求システムにより行われています。事故発生から給付までの流れは次のとおりです。

◆ 災害共済給付オンライン請求システム概略図



- 1 JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。
- 2 初診から治りまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものが、給付の対象となります(医療保険でいう被保険者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 3 同一の災害の負傷又は疾病について医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から給付等(例えば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 7 非常災害(風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの)による児童生徒等の災害には、給付を行いません。
- 8 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 9 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 10 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

(4) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ● 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ● 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めているもの ● 学校給食等による中毒 ● 異物の嚥下又は迷入による疾病 ● ガス等による中毒 ● 漆等による皮膚炎 ● 熱中症 ● 外部衝撃等による疾病 ● 溺水 ● 負傷による疾病	
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円(3,770万円～82万円) (通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円(1,885万円～41万円))
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(2,800万円) (通学(園)中の災害の場合1,500万円(1,400万円))
	突 然 死 ● 運動などの行為に起因する突然死 ● 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円(2,800万円) (通学(園)中の災害の場合1,500万円(1,400万円)) 死亡見舞金 1,500万円(1,400万円) (通学(園)中の災害の場合も同様)

※給付金額の()内の金額は、平成31年3月31日以前に生じた障害・死亡に係る障害見舞金額・死亡見舞金額

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

- ▶ 供花料の支給…学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。
- ▶ 通院費の支給…へき地にある学校(義務教育諸学校)の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。
- ▶ 東日本大震災特別弔慰金の支給
…東日本大震災に起因する学校の管理下における死亡に対し、特別弔慰金として500万円を支給します(東日本大震災に起因する災害については、災害共済給付制度に基づく給付は行いません。)

学校の管理下の範囲について

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

- **学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(保育中を含みます。)**
 例えは→ ● 各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
 ● 特別活動中(学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
- **学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合**
 例えは→ ● 部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
- **休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合**
 例えは→ ● 始業前、業間休み、昼休み、放課後
- **通常の経路及び方法により通学する場合(登園・降園を含みます。)**
 例えは→ ● 登校(登園)中、下校(降園)中
- **その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合**
 例えは→ ● 学校の寄宿舎にあるとき
 ● 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
 ● 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

(5) 免責の特約

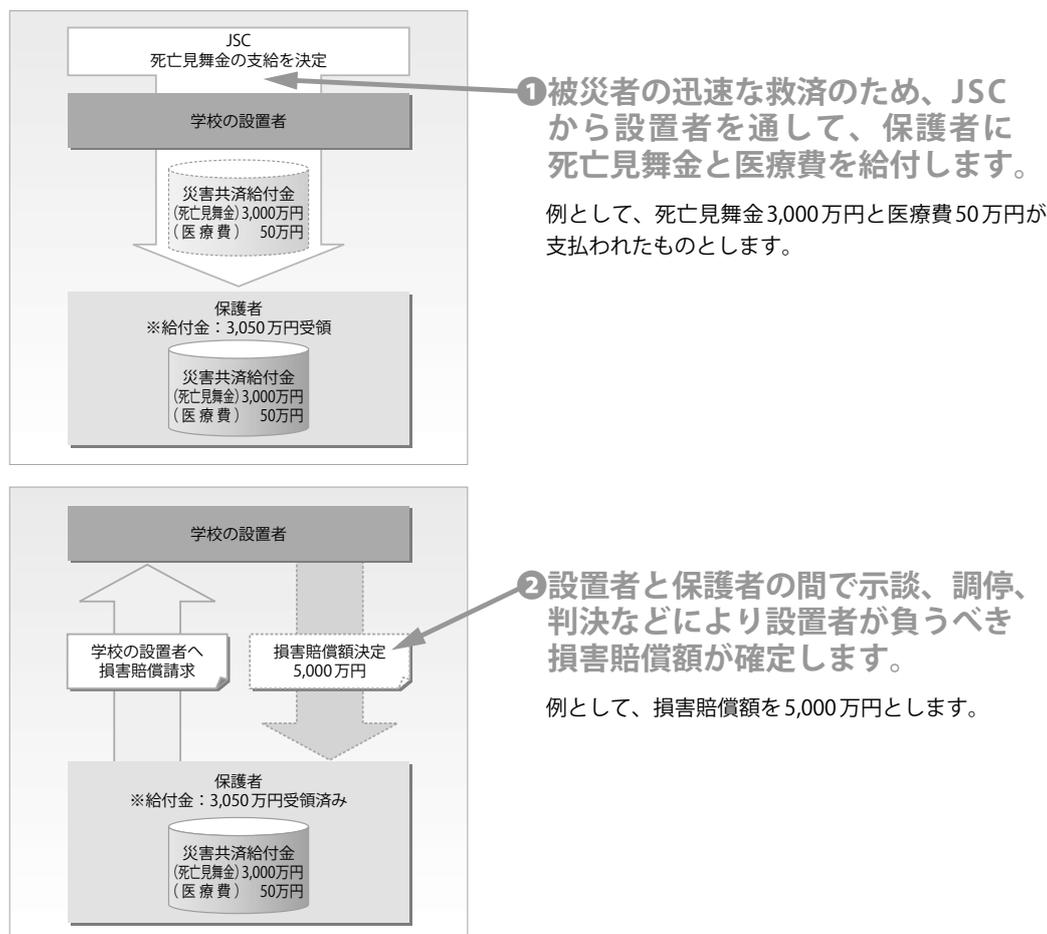
災害共済給付は学校の管理下で児童生徒等の災害が発生した場合に行われますが、その中には被災児童生徒等以外の第三者の過失責任等による災害もあります。この場合、法律上の規定では、第三者に対してJSCが給付した分の支払を求めることとなりますが、この第三者には学校等の設置者（以下「設置者」という。）も含まれます。

このため、設置者の過失責任等が問われる災害の場合は、まずJSCから被災児童生徒等の保護者（以下「当事者」という。）に給付が行われ、その後、JSCはその給付金分の支払を設置者に求めることとなりますので、設置者に財政負担が生じます。「免責の特約」はこのことに備えるため、あらかじめ設置者相互の掛金負担により財源を確保し、負担の分散を図るための仕組みとして設けられているもので、設置者が過失責任等を問われ賠償に応じる場合には、JSCは設置者に給付金分の支払を求めるのではなく、この確保した財源から給付金分を補填することとなります。同時に、設置者にとってはJSCが支払った給付金は自らが支払った損害賠償金とみなされ、その部分の支払が免責されることとなります。免責の対象となる給付金には、JSCが給付した医療費、障害見舞金及び死亡見舞金のすべてが含まれます。

この仕組みは、災害共済給付契約の目的である「災害共済給付を行うことによって学校教育の円滑な実施に資する」という制度そのものの円滑な運用にも役立っています。

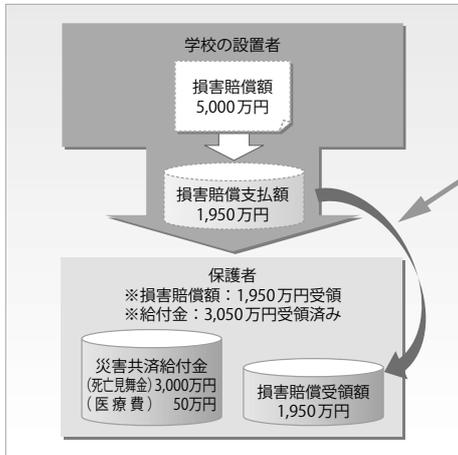
❑ 設置者の過失責任等が問われる災害の場合

ここでは、被災児童生徒等が亡くなり、設置者の過失責任が問われた場合を想定します。



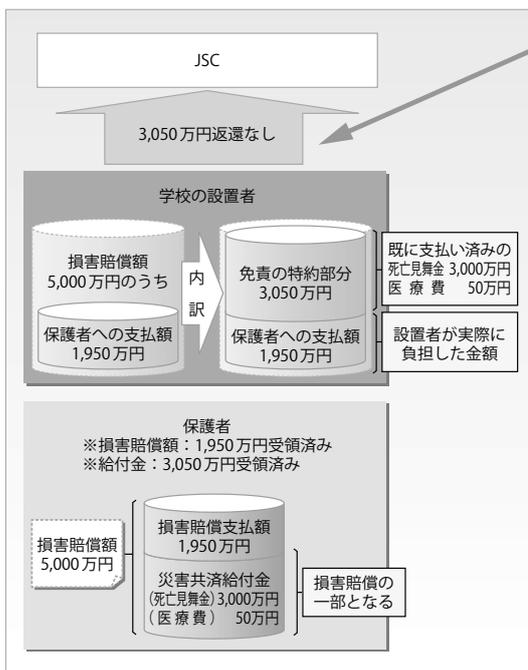
災害共済給付に関する業務

1



③ 損害賠償額の決定後、設置者は、既にJSCから支給された死亡見舞金及び医療費と損害賠償額との差額を保護者に支払います。

ここでは、1,950万円を保護者に支払います。



④ 既にJSCから支給された死亡見舞金及び医療費の額は、免責の特約によって、支払いを免除されます。

JSCは、3,050万円の求償権を設置者に対し取得しますが、免責の特約を付した契約者には求償権を行使しません。したがって、設置者は、3,050万円をJSCへ返還する必要はなく、結果として、3,050万円分の財政負担がなくなります。3,050万円については、全国の設置者が負担する「免責の特約の掛金」から充当されます。

実際に損害賠償の請求がなされる場合、示談、調停や判決など、さまざまな解決方法がありますが、免責の特約を活用するためには、先に災害共済給付を受ける必要があります。また、設置者は、当事者と取り交わす示談書、調停文や判決文等に、給付された災害共済給付金の金額の控除について必ず触れてもらうことを確認する必要があります。

実際の手続きについて、詳しい内容をお知りになりたい場合や、既にこのような災害が起きている場合は、JSCへ直接、ご連絡・ご相談ください。

(6) 給付金支払請求の「時効」

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

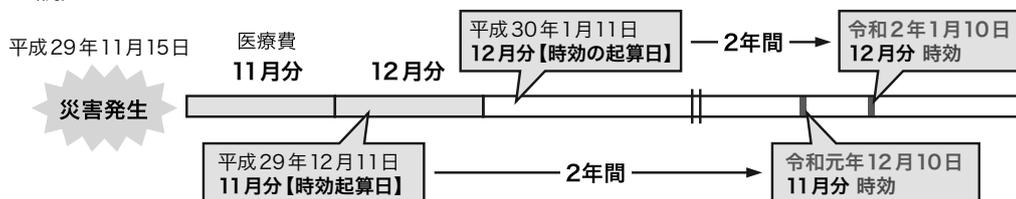
医療費・障害見舞金・死亡見舞金のそれぞれの時効の取扱いは、次のとおりとなります。

◆ 医療費

同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

(例) 平成29年11月～12月に受診した場合は、11月分は令和元年12月10日、12月分は令和2年1月10日までに請求が行われなければ、時効となります。

(例)



◆ 障害見舞金

負傷又は疾病が治った日の属する月の翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

(例) 平成29年11月1日に治癒又は症状固定した場合、令和元年12月10日までに請求が行われなければ、時効となります。

◆ 死亡見舞金

死亡した日の翌日から起算して2年間請求を行わないときは、時効となります。

(例) 平成29年11月15日に死亡した場合、令和元年11月15日までに請求が行われなければ、時効となります。

○時効となったケース○

【事例1】ケガが治ってからまとめて請求すればよいと思い、治療終了を待っていて2年が経過した。

【事例2】最初の月の請求を行ったので、継続分についても時効は回避できたものと勘違いし、翌月以降の医療費の請求を行わず2年が経過した。(※医療費は、月ごとに時効が生じます。)

【事例3】医療費の給付期間（初診から最長10年）と誤って認識し、2年が経過した。

【事例4】担当者の異動や児童生徒等の転入・転出・進学等の際の引継ぎが不十分であり、2年が経過した。

(7) 請求書類の医療機関の証明

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています。

なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

(8) 災害共済給付オンライン請求システム

JSCでは、「災害共済給付オンライン請求システム」(以下「本システム」)を平成17年度から導入し、安定的に運用しています。

本システムは、事務の簡略化及び効率化を図ることで迅速な給付等を行うことを目的とし、年度初めの名簿更新、医療費等の支払請求、給付金等の支払通知などについて、インターネットを利用したオンラインによる手続きを可能にしています。

また、災害に関わる統計表やグラフを簡単に出力可能にするなど、充実した情報提供を行っています。



❑ 主な機能

▶ 学校等における「報告書」の作成

通常の報告書作成はもちろん、同一原因で複数の児童生徒等が災害にあった場合には、「災害報告書(同一発生状況を複数作成)」機能を使って一括作成することができます。

▶ 学校等の設置者における「請求書」の作成

学校等から届いた報告書の受付を行い、支払請求書を作成することができます。

▶ 給付金支払通知書のダウンロード

設置者は、管下の学校等ごとの給付金支払通知書と集計表をダウンロードすることができます。

学校等では、設置者が本システム上でダウンロードを許可する作業を実施すると、自校の給付金支払通知書をダウンロードすることができます。

▶ 請求履歴等の照会

学校等では報告書の、設置者では請求書の事務処理の進捗状況を確認することができます。

また、月別の報告書作成一覧や児童生徒別の給付一覧を確認することができます。

▶ 統計情報の参照

各種統計情報をPDF文書として出力、保存できます。なお、82種類の帳票(PDF、CSV)・グラフ(PDF)の出力が可能となっています。

▶ 名簿更新事務

災害共済給付契約名簿更新書、共済掛金支払明細書を作成することで、共済掛金額の計算を正確に行うことができます。

❑ 情報セキュリティ対策

安心してご利用いただくために、対策を講じています。

以下は、その例示となります。



▶ 不正侵入対策

ファイアウォールの多段構成、統合侵入検知防御システムの導入、脆弱性診断試験の実施、統合的なシステム管理等を行っています。

▶ 情報漏えい対策

通信データ及び保存データの暗号化、電子証明書の利用、ウイルス対策(ウイルス定義ファイルの随時更新)、セキュリティパッチの適用等を行っています。

▶ 証跡管理

アクセスログの取得、保管、分析を行っています。

この他にも様々な情報セキュリティ対策を講じています。

(9) 平成30年度の災害共済給付勘定の収支状況

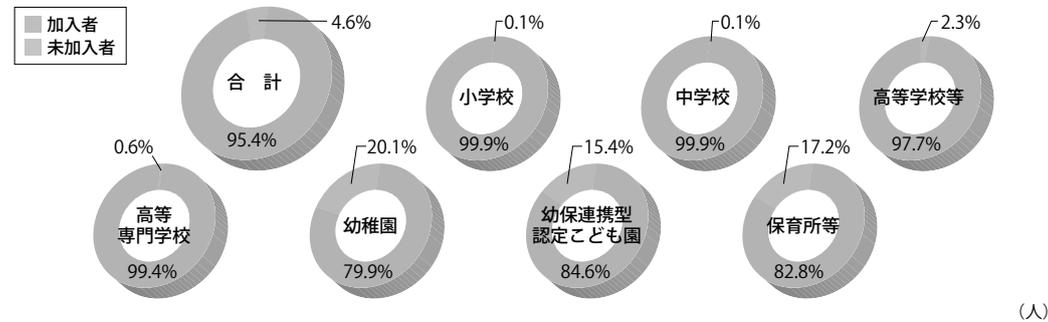
平成30年度の災害共済給付に係る経費（災害共済給付勘定）の収支状況は、下図のとおりです。



※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。
 ※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

(10) 数字で見る災害共済給付

◆ 災害共済給付の加入状況 (平成30年度)



学校種別	小学校	中学校	高等学校等	高等専門学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所等	合計
加入者	6,487,325	3,305,406	3,462,169	57,100	966,359	511,034	1,814,020	16,603,413
未加入者	6,790	3,906	81,205	367	242,965	92,920	376,943	805,096

(注) 未加入者数は文部科学省の学校基本調査等による平成30年度の児童生徒等総数から、平成30年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入者数を引いたものです。

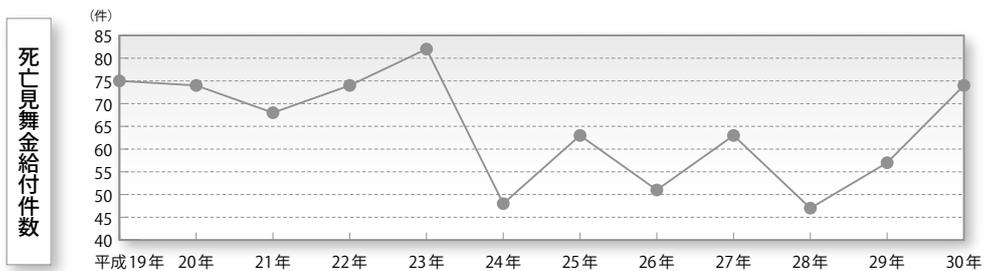
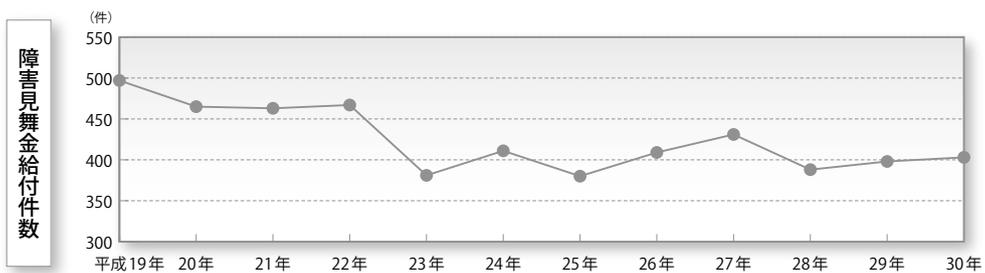
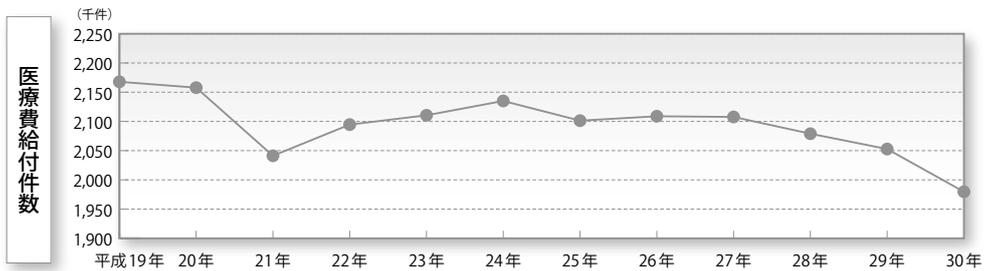
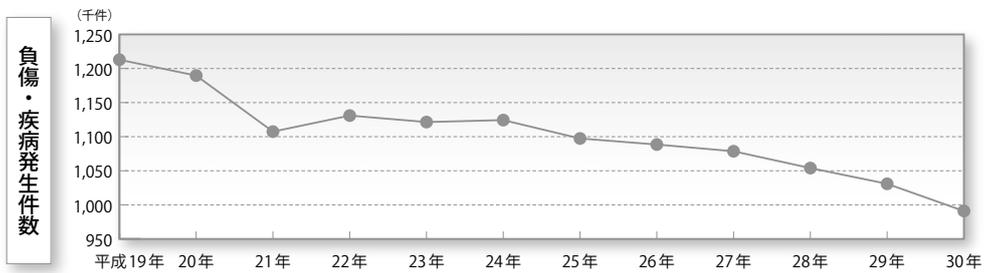
※平成29年4月から高等専修学校が新たに災害共済給付の対象となったことから、高等専修学校は高等学校等の学校種に含まれています。また、保育所等とは、児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設のこと、平成29年4月から一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設が新たに災害共済給付の対象となったことから、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設は保育所等の学校種に含まれています。

◆ 発生件数・給付状況 (平成30年度)

学校種別	医療費 (負傷・疾病)				障害見舞金		死亡見舞金		計		
	発生件数 (件)	発生率 (%)	給付件数 (件)	給付金額 (千円)	給付率 (%)	給付件数 (件)	給付金額 (千円)	給付件数 (件)	給付金額 (千円)	給付件数 (件)	給付金額 (千円)
小学校	344,087	5.36	553,185	2,729,024	8.62	71	380,750	13	294,000	553,269	3,403,774
中学校	318,734	9.78	639,770	4,415,394	19.62	88	256,210	27	700,000	639,885	5,371,604
高等専修学校	252,653	7.81	671,467	7,704,290	20.76	224	981,410	28	663,600	671,719	9,349,300
高等専門学校	2,311	2.80	4,875	47,392	5.91	1	2,900	0	0	4,876	50,292
幼稚園	666	0.46	2,211	29,276	1.52	4	16,990	0	0	2,215	46,266
幼保連携型認定こども園	2,248	3.94	5,642	67,828	9.88	4	22,300	1	28,000	5,647	118,128
保育所等	17,323	1.79	27,094	124,703	2.80	7	17,400	0	0	27,101	142,103
計	11,714	2.29	17,012	72,654	3.33	1	2,100	1	28,000	17,014	102,754
計	41,277	2.30	58,363	240,704	3.25	3	9,700	4	98,000	58,370	348,404
計	991,013	6.02	1,979,619	15,431,268	12.02	403	1,689,760	74	1,811,600	1,980,096	18,932,628

(注) 1 上記のほか、へき地にある学校の管理下における児童生徒の災害に対する通院費5,291千円 (2,474件)、供花料1,700千円 (10件) の支給を行っており、これらを加えた給付金の合計額は、18,939,619千円
 2 発生件数とは当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数です。
 3 発生率=負傷・疾病の発生件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100 (%)
 4 給付率=医療費給付件数÷(加入者数-要保護児童生徒数)×100 (%)
 5 金額は千円未満切捨てのため、合計金額は一致しないことがあります。

◆ 災害共済給付の加入状況・給付状況の推移（平成19年度～平成30年度）



◆ 障害・死亡見舞金・供花料の状況（平成30年度）

★障害見舞金の給付状況

a 学校種別・障害等級別の給付状況

等級別	学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)	率 (%)
第1級		4	1	9	0	0	0	0	14	3.47
2		1	0	0	0	0	0	0	1	0.25
3		1	0	3	0	0	0	0	4	0.99
4		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
5		0	0	4	0	0	0	0	4	0.99
6		1	1	0	0	0	0	0	2	0.50
7		2	2	9	1	0	0	0	14	3.47
8		2	1	13	1	0	0	0	17	4.22
9		5	5	19	0	1	0	1	31	7.69
10		2	4	6	0	0	0	0	12	2.98
11		4	11	9	0	0	0	0	24	5.96
12		31	22	38	1	5	1	2	100	24.81
13		5	7	35	1	1	0	0	49	12.16
14		13	34	84	0	0	0	0	131	32.51
計		71	88	229	4	7	1	3	403	100.00

b 学校種別・障害種別の給付状況

障害種別	学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)	率 (%)
歯 牙 障 害		4	12	52	0	0	0	0	68	16.87
視力・眼球運動障害		7	21	74	1	1	0	0	104	25.81
手指切断・機能障害		6	9	15	1	0	0	0	31	7.69
上肢切断・機能障害		3	0	4	0	0	0	0	7	1.74
手指切断・機能障害		0	0	1	0	0	0	0	1	0.25
下肢切断・機能障害		0	2	4	0	0	0	0	6	1.49
精神・神経障害		12	17	27	0	0	0	0	56	13.90
胸腹部臓器障害		3	5	18	1	0	0	0	27	6.70
外貌・露出部分の醜状障害		31	18	28	1	6	1	3	88	21.84
聴 力 障 害		1	1	2	0	0	0	0	4	0.99
せき柱障害		4	3	4	0	0	0	0	11	2.73
そしゃく機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
計		71	88	229	4	7	1	3	403	100.00

c 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別	各教科・ 道徳・保育		学校行事以外の 特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計	
	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)	件数(件)	(%)
小 学 校	16	22.54	7	9.86	2	2.82	1	1.41	36	50.70	9	12.68	0	0.00	71	100.00
中 学 校	18	20.45	6	6.82	9	10.23	30	34.09	21	23.86	4	4.55	0	0.00	88	100.00
高等 学 校 等	50	21.83	3	1.31	14	6.11	130	56.77	14	6.11	17	7.42	1	0.44	229	100.00
高等 専 門 学 校	1	25.00	0	0.00	0	0.00	3	75.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	100.00
幼 稚 園	7	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	100.00
幼保連携型 認定こども園	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	100.00
保 育 所 等	3	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	100.00
計	96	23.82	16	3.97	25	6.20	164	40.69	71	17.62	30	7.44	1	0.25	403	100.00

(注) 上記3表中の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種で集計しています。

災害共済給付に関する業務

1

★死亡見舞金の給付状況

a 学校種別・死因別給付状況

死因別		学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校等 (件)	高等専門学校 (件)	幼稚園 (件)	幼保連携型 認定こども園 (件)	保育所等 (件)	計 (件)	率 (%)
突然死	心臓系		2	3	6	0	0	0	0	11	14.86
	中枢神経系(頭蓋内出血)		3	3	4	0	0	0	1	11	14.86
	大血管系など		1	1	0	0	0	0	1	3	4.05
	計		6	7	10	0	0	0	2	25	33.78
頭部外傷		1	3	6	0	0	0	0	10	13.51	
溺死		1	1	2	0	0	0	0	4	5.41	
頸髄損傷		1	0	0	0	0	0	0	1	1.35	
窒息死(溺死以外)		1	10	2	1	0	0	1	15	20.27	
内臓損傷		1	0	2	0	0	1	0	4	5.41	
熱中症		1	0	0	0	0	0	0	1	1.35	
全身打撲		1	6	5	0	0	0	1	13	17.57	
電撃死		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
焼死		0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
その他		0	0	1	0	0	0	0	1	1.35	
計			13	27	28	1	0	1	4	74	100.00

b 学校種別・災害発生の場合別の給付状況

学校種別	各教科・ 道徳・保育		学校行事以外の 特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計	
	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)
小学校	3	23.08	0	0.00	1	7.69	1	7.69	4	30.77	4	30.77	0	0.00	13	100.00
中学校	2	7.41	2	7.41	4	14.81	6	22.22	9	33.33	4	14.81	0	0.00	27	100.00
高等学校等	3	10.71	1	3.57	1	3.57	11	39.29	4	14.29	8	28.57	0	0.00	28	100.00
高等専門学校	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	100.00	1	100.00
幼稚園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
幼保連携型 認定こども園	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	100.00
保育所等	4	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	100.00
計	13	17.57	3	4.05	6	8.11	18	24.32	17	22.97	16	21.62	1	1.35	74	100.00

★供花料の支給状況

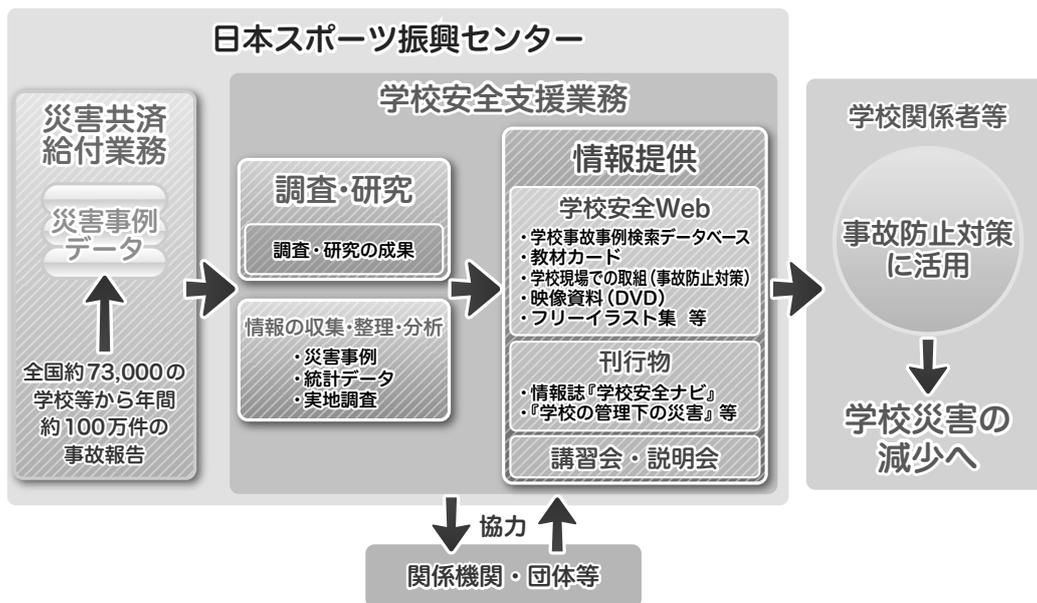
学校種別	事故の型						計(件)
	対自動車事故					その他の 事故(件)	
	徒歩(件)	自転車(件)	原付自転車及び 自動二輪車(件)	その他(件)	計(件)		
小学校	2	0	0	0	2	1	3
中学校	0	0	0	0	0	1	1
高等学校等	5	0	0	1	6	0	6
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
保育所等	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	0	1	8	2	10

- (注) 1 供花料は学校の管理下における児童生徒等の死亡で第三者から損害賠償が支払われたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対して支給するものです。
- 2 表中の「対自動車事故」は、自動車損害賠償保障法によって損害賠償金が支払われたため供花料のみを支給した件数であり、同法の対象とならない自損事故によるもの(死亡見舞金支給の対象となつたもの)は、上掲(死亡見舞金の給付状況)に含まれています。

★東日本大震災特別弔慰金支給件数 0件

2 ▶ 学校安全支援に関する業務

災害共済給付業務の実施によって得られる災害事故情報を活用して、事例・統計データの整理、分析及び調査・研究を行い、その成果を学校関係者等に分かりやすく提供することにより、学校における事故防止のための取組を支援します。



(1) 学校災害事故防止に関する調査・研究

外部有識者とJSC職員で「学校災害防止調査研究委員会」を組織し、選定した課題の調査・研究を実施し、その結果を報告書等にまとめ、情報の提供を行います。

令和元年度の調査・研究

◆「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」(スポーツ庁委託事業)

これまでに実施した「スポーツ事故防止対策推進事業」及び「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」を踏まえ、体育活動中(体育・保健体育の授業、運動部活動)に発生した死亡等の重大な事故等について、同様の事故が生じないよう、発生原因・背景、防止のための留意点を、現地調査などを行い、分析・研究します。さらにそれらを関係者間で共有し、効率的かつ安全な体育活動の実現に向けた取組を行います。今年度は、スポーツ事故防止対策推進会議(セミナー)を全国13箇所(うち1箇所は実技講習会)で開催することとしています。

◎ スポーツ事故防止対策推進会議(セミナー)

研究成果を学校等関係者と共有し、必要な取組について研究協議を行うため、これまでに、全国延べ40箇所、スポーツ事故防止対策推進会議(セミナー)『学校でのスポーツ事故を防ぐために』を開催しました。医師、弁護士、大学教授、開催地域の教育委員会や学校関係者等々、多彩なパネリストによる講演に続き、参加者との意見交換が行われました。

さらに、平成28年度からは体育的行事における事故防止の観点から、組体操の魅力、楽しさ、難しさ、危なさについて、実技指導を盛り込んだ講習会を開催しています。



事故防止講習会の様子
(2019年2月 埼玉県立武道館)

調査・研究の主な成果物（学校安全Webで公開中です）

◆ スポーツ事故防止ハンドブック（A6判 24ページ）



「その時どうする?」

緊急時には1分の違いが状況を左右します。「もしも」の時の的確な判断をするための重要なポイントが、状態ごとにフローチャート形式で見やすくまとめられています。

ポケットサイズなので、運動会や修学旅行の際に携帯できます！ダウンロードしてお使いください！

◆ 映像資料（DVD）

取り上げたテーマ



H26	突然死
	頭頸部外傷
H27	プール飛び込み
	歯と口のけが
H28	眼の事故
H30	熱中症

スポーツ活動中に繰り返し発生する重大な事故を防止するため、事故の要因や、起きてしまったときの対処法などを、テーマ別に、短編ドラマ仕立てにしました。教職員の研修や、中学生、高校生の授業でも活用いただける内容となっています。



映像資料（DVD）スポーツ庁委託事業
「学校でのスポーツ事故を防ぐために」
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1765/Default.aspx>



◆ 研究課題別冊子、パンフレット、ポスター等



(2) 情報の収集・整理・分析

災害共済給付によって得られた災害事例及び統計データを整理・分析し、刊行物としてまとめて提供しています。また、学校生活における事故防止の留意点を、学校種別に有識者が執筆したものを掲載しています。

『学校の管理下の災害』（学校安全Webからダウンロードできます）



第一編 死亡・障害事例と事故防止の留意点

独立行政法人日本スポーツ振興センターが年度ごとに「死亡見舞金」「障害見舞金」「供花料」を支給した全事例を整理、分類し、統計的に死亡、障害の発生の傾向を示すとともに、発生状況を掲載しています。併せて、学校種（小学校、中学校、高等学校等・高等専門学校、特別支援学校、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等）別に児童生徒等の特性を考慮した事故防止の留意点を掲載しています。

II 学校の管理下の障害の状況

◇ 学校の管理下の障害の発生件数（平成29年度 給付対象事例）

表-4 場合別の発生件数

場合	競技種目	中学校		高等学校等・高等専門学校		特別支援学校			幼稚園・幼保連携型保育所等	総計
		小	中	小	中	高				
	水泳	1			1					2
	跳箱運動	1								1
	マット運動		3		3					6
	短距離走				1					1
	持久走・長距離走	1	1							2
	走り高跳び				1					1
	走り幅跳び	1								1
	ドッジボール		1		1					2
	サッカー・フットボール	2	2		2					6

発生件数の表と対応させて、事例を見ることができます。

編 41



〔I〕 各教員等

(1) 体育（保健体育）

① マット運動

29障-91 中1年・男 精神・神経障害

マット運動のハンドスプリングの練習中、着地の際、腰から背面をマットに強打した。

29障-92 中2年・女 せき柱障害

マット運動で、セーフティーマットを利用して前方宙返りの練習をしていた。回転しきれずに背中から着地した際に胸椎・腰椎に負担がかかり骨折した。

29障-93 中3年・男 外傷・露出部分の臓器障害

体育の授業で前方倒立回転跳びをしていて、着地の際に正座をするような体勢になり、両足首を骨折した。

第二編 基本統計（負傷・疾病の概況と帳票）

当該年度に最初に医療費の給付を行った児童生徒等の負傷・疾病について、男女別・場合別・場所別など様々な角度から集計し、掲載しています。学校種ごとに、どんな時に、どんなけがが多いのか等を数字で見ることができるので、例えば「小学校の組体操での災害発生件数」など災害発生傾向を正確に把握することが可能です。

学校安全Webでは、統計データを加工してお使いいただけるよう、帳票をExcelでも公開しています。

(3) 情報提供

JSCでは、「学校安全Web」として、学校の管理下における災害防止のための情報、調査研究の成果、各地域に密着した情報を掲載しています。また、すぐに教材としてご使用いただける資料も提供しています。学校現場で役立つ情報を随時更新していきますので、ぜひご覧ください。



教材カード

学校安全の専門家監修のもと、災害共済給付データや事例を交えて校種別に作成した事故防止に役立つカードです。タイムリーなテーマを選定し、毎月掲載しています。分かりやすく、掲示物としても適しています。(以下は一例です。)



学校現場での取組 (事故防止対策)

各地域事務所から、安全指導や事故防止対策、データ活用の事例など、学校安全に取り組む学校の取材記事等を発信しています。

学校安全フリーイラスト集

学校生活の様々なシーンをイラストにしました。学校教材や配布物等にご活用ください。



情報誌『学校安全ナビ』

学校災害防止のための有効な情報・調査・研究成果などを年4回発信しています。各教育委員会及び全ての学校、保育所等に送付しています。学校安全Webではバックナンバーも公開しています。



講習会・説明会

学校関係者や教育委員会担当者等の学校現場に関わるの方々を対象として、講習会・説明会を全国で開催しています。

- **災害共済給付関係**
災害共済給付制度、加入手続き方法、事故発生から請求、給付までの事務手続き方法等の講習会や説明会を実施しています。また、災害共済給付オンライン請求システムの操作方法などの実践的な研修会も行っています。
- **学校安全支援関係**
学校の管理下における事故防止の観点から、災害事例等を活用した調査研究、災害実地調査から得られた事故後の再発防止策の取組事例等を提供します。

学校事故事例検索データベース

学校では年間約100万件の事故が発生しています。学校事故事例検索データベースでは、このうち、平成17年度～平成29年度に災害共済給付がなされた7,028件の死亡・障害事例を掲載しています。どのような時に、大きな事故が起きているのかを簡単に調べることができます。

たとえば、小学校の障害件数の約半分を占めている休憩時間中のけがは、どんな状況で起きているのかを知りたいと思ったら…



まずは「学校安全Web」の「学校事故事例検索データベース」のバナーをクリック!



こちらをクリック



学校事故事例検索データベース

開始年度 終了年度
 ■ 給付年度: 平成 29 ~ 平成 29

■ 死亡・障害: 障害 ■ 死亡障害種: 指定なし

被災学校種:
小 中 高 高専 特小 特中 特高 幼 保 幼連

■ 被災学年: 指定なし ■ 性別: 指定なし

■ 場合別 1: 休憩時間 ■ 場合別 2: 指定なし ■ 競技種目: 指定なし ■ 通学方法: 指定なし

■ 発生場所 1: 指定なし ■ 発生場所 2: 指定なし ■ 道具等: 指定なし

災害発生時の状況: 検索条件: AND OR 20 件ずつ表示する ※1~500件の間で指定してください。

検索

年度や学校種や発生場所など、調べたい条件を選択・入力して「検索」をクリック!



こちらをクリック

検索結果 44 件

記号	死亡・障害	死亡障害種	発生年	学校種	被災学年	性別	場合 1	場合 2	競技種目	通学方法	発生場所 1	発生場所 2	道具等	発生状況
29 脚 43	障害	視力・眼球運動障害	小	1	男	休憩時間中	休憩時間中				学校内・校舎内(園内・園舎内)	教室(保育室)		体育の授業終了後、教室から教室に戻り、足で目隠しを踏んだところ、勢い余って転倒し、机に左ほおから左眼にかけて強打した。
29 脚 44	障害	外傷・露出部分の現状障害	小	1	男	休憩時間中	休憩時間中				学校内・校舎内(園内・園舎内)	階段		教室へ出て運動場へ向かおうとしていたところ、他の児童と接触して階段の角で強肩で強打した。
29 脚 45	障害	視力・眼球運動障害	小	2	男	休憩時間中	休憩時間中				学校内・校舎外(園内・園舎外)	その他		昇降口外の階段付近でボール遊びをしていたところ、落ちていたビニールを踏み、滑って転んだ。その際に右こめかみ辺りを階段にぶつけた。
29 脚 46	障害	歯牙障害	小	2	女	休憩時間中	休憩時間中				学校内・校舎外(園内・園舎外)	運動場・校庭(園庭)		昼休みにグラウンドで、友人と鬼ごっこをしていたところ、滑って転倒した。バスケットゴールの鉄柱に口を強打し、永久歯が1本抜け、歯肉も破折した。
29 脚	障害	下肢切断・瘻	小	3	男	休憩時間中	休憩時間中				学校内・校舎外	運動場・校		休み時間に大型遊具付近で鬼ごっこをしていた際、遊具から飛び降りた児童と走っていた本児童が接触した。本児童の左肩に

発生状況まですぐにわかります!



どのような状況でどのような事故が発生しているのかを知ると、同様の事故の再発防止策を講じることができます!



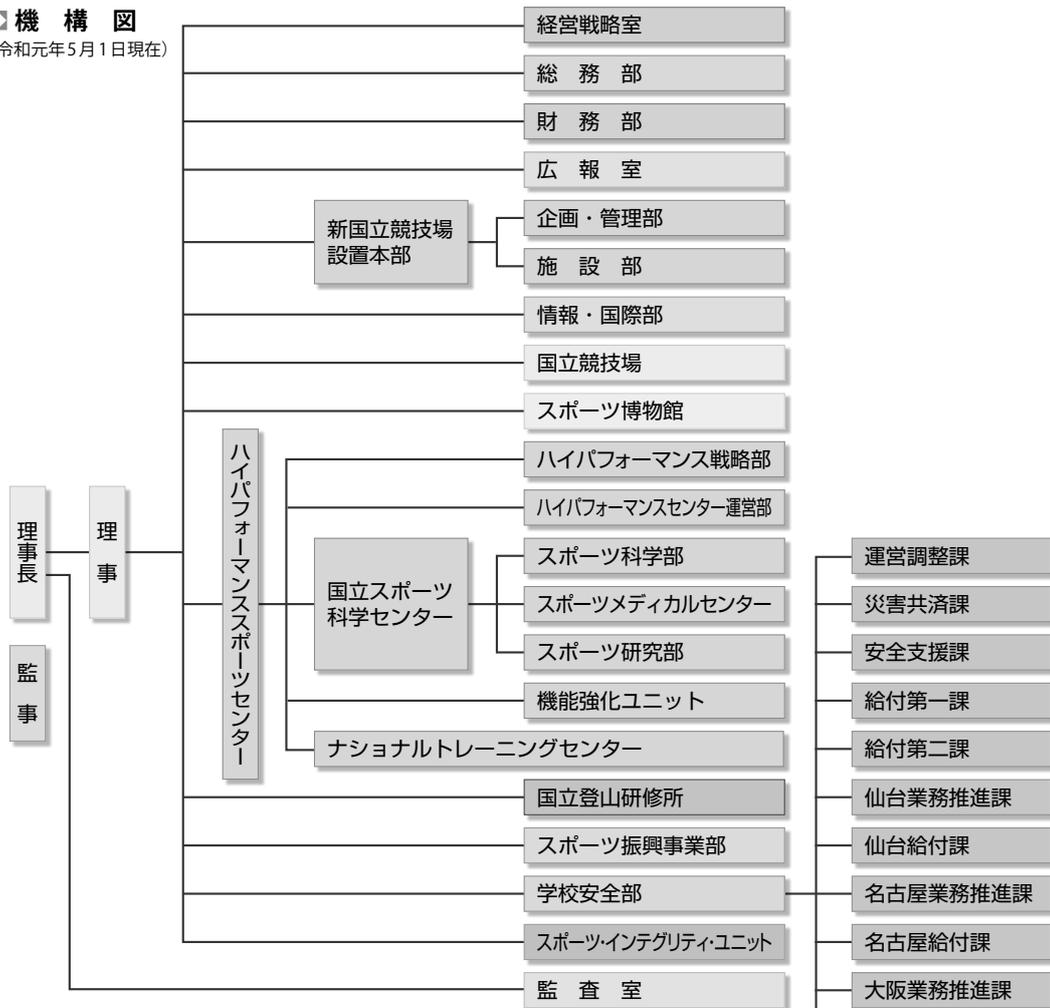
3 ▶ 組織

組織

3

JSCの組織は下図のとおりです。学校安全部は、災害共済給付に関する業務及び学校安全支援業務を行っています。

◻ 機構図
(令和元年5月1日現在)



- ◆ 運営調整課
学校安全部の業務運営に関わる総合調整に関すること
- ◆ 災害共済課
災害共済給付の制度・基準等に関すること
災害共済給付オンライン請求システムの管理・運用に関すること
- ◆ 安全支援課
学校災害防止に関する調査・研究に関すること
学校事故防止のための情報提供など学校安全支援に関すること
- ◆ 給付第一課
災害共済給付の制度の運用等に関すること
- ◆ 業務推進課
都道府県教育委員会その他関係機関との連絡調整に関すること
学校安全支援業務の調整及び実施に関すること
- ◆ 給付第二課・給付課
災害共済給付に係る実務全般
学校安全支援業務の実施に関すること

4 ▶ 沿 革

昭 35	3	1	日本学校安全会設立
昭 57	7	26	日本学校健康会設立（日本学校安全会と日本学校給食会を統合）
昭 61	3	1	日本体育・学校健康センター設立（日本学校健康会と国立競技場を統合）
平 15	10	1	独立行政法人日本スポーツ振興センター設立 （日本体育・学校健康センターの事業を承継し、独立行政法人化）
17	4	1	47都道府県支部を6支所にブロック化
24	3	31	食の安全課及び検査・研修施設廃止

4-1 災害共済給付に関する業務のあゆみ

昭 38	4	1	共済掛金額改定
41	4	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間1年を2年に改定
43	4	1	高等専門学校を加入対象に加える
44	4	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間2年を3年に改定、医療費支給対象下限額100円を500円に改定、障害・死亡見舞金額改定
47	4	1	共済掛金額改定、医療費の支給期間3年を5年に改定、障害・死亡見舞金額改定
49	4	1	医療費の支給割合1/2を3/10又は4/10に変更、障害・死亡見舞金額改定、生花料（現行供花料）の支給開始
50	4	1	障害・死亡見舞金額改定、通学中の障害・死亡見舞金額は1/2とする規定新設
51	4	1	医療費の支給に高額療養費との調整規定新設
52	4	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定
53	4	1	共済掛金額改定、非義務教育諸学校の共済掛金に設置者負担制度を新設、障害・死亡見舞金額大幅改定、突然死に対する死亡見舞金支給規定新設、免責の特約制度新設、災害共済給付勘定への国庫補助金導入制度新設、医療費支給対象下限額500円を2,500円に改定、支給割合を4/10に統一、特別障害見舞金支給、本部審査会・嘱託専門員制度新設
55	4	1	共済掛金額改定
59	4	1	障害見舞金額改定（第1級～第9級について）
61	4	1	死亡見舞金額改定
63	4	1	共済掛金額改定、障害見舞金額改定、医療費支給対象下限額2,500円を3,000円に改定
平 4	4	1	障害・死亡見舞金額改定
5	4	1	供花料の支給基準（支給額）を改正（支給額3万円を12万円に）
6	10	1	入院時食事療養費の標準負担額（600円又は450円等）支給開始
8	4	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、医療費支給対象下限額3,000円を4,000円に改定
9	9	1	外来に係る薬剤一部負担額の支給制度の新設
11	4	1	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、医療費支給対象下限額4,000円を5,000円に改定、医療費支給期間5年を7年に改定、共済掛金納入期限・名簿更新期限等を5月31日までに改定、供花料の支給額12万円を17万円に改定、へき地にある学校の児童生徒に対する通院費の支給制度を新設（へき地にある学校に対する救急医薬品の支給制度を廃止）
15	4	1	医療費支給期間7年を10年に改定
17	4	1	災害共済給付オンライン請求システム導入、共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定
27	4	1	認定こども園（幼保連携型、保育機能施設）、特定保育事業を加入対象に加える
28	4	1	義務教育学校を加入対象に加える
29	4	1	高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設を加入対象に加える
31	4	26	共済掛金額改定、障害・死亡見舞金額改定、年度途中で経営を開始した保育所等における契約締結期限・共済掛金支払期限の設定

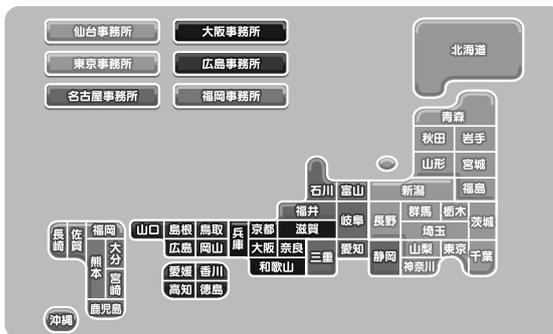
4-2 学校安全支援に関する業務のあゆみ

昭37	4	1	学校安全に関する研究校設定開始
40	4	1	学校の管理下の災害－基本統計－調査開始
40	11	26	第1回学校安全研究大会開催
42	2	1	出版事業を開始
56	4	1	交通安全教育推進地域事業開始
61	4	1	心肺蘇生法実技講習会開始
平5	4	1	学校事故防止対策に関する実践的研究開始
7	4	1	学校安全普及啓発体制強化事業の開始
12	4	1	学校安全研究推進事業開始
20	4	1	学校安全支援業務開始

5 ▶ 所在地一覧

◆ 学校安全部

〒107-0061 東京都港区北青山2丁目8番35号 運営調整課 TEL 03-5410-9158 安全支援課 TEL 03-5410-9154
 FAX 03-5410-9167 災害共済課 TEL 03-5410-9164 給付第一課 TEL 03-5410-9177



◆ 災害共済給付等担当地域一覧

所在地	担当課	担当地域	TEL	FAX
仙台地域 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル8階	仙台給付課審査第一係	北海道、青森県、岩手県	022-716-2107	022-264-7633
	仙台給付課審査第二係	宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2108	
	仙台業務推進課		022-716-2106	
東京地域 〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35 B棟2階	給付第二課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9162 03-5410-9163	03-5410-9136
	名古屋給付課審査第一係	福井県、愛知県、三重県	052-533-7822	052-562-0688
名古屋給付課審査第二係	富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7823		
名古屋業務推進課		052-533-7821		
大阪地域 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階	大阪給付課審査第一係	大阪府、奈良県、和歌山県	06-6456-3602	06-6456-3666
	大阪給付課審査第二係	滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3603	
	大阪業務推進課		06-6456-3601	
広島地域 〒730-0011 広島県広島市中区基町9-32 広島市水道局基町庁舎10階	広島給付課審査第一係	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-511-2956	082-222-2827
	広島給付課審査第二係	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2957	
	広島業務推進課		082-511-2822	
福岡地域 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-8-10 都久志会館5階	福岡給付課審査第一係	福岡県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8725	092-771-7763
	福岡給付課審査第二係	佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8726	
	福岡業務推進課		092-738-8720	

※ お問合せ受付時間：8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く。）

独立行政法人日本スポーツ振興センターウェブサイト <https://www.jpnsport.go.jp/>
 学校安全部ウェブサイト「学校安全Web」 <https://www.jpnsport.go.jp/anzen>

2 災害共済給付過去5年間の推移

(1) 発生件数と発生率

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	負傷(件)	割合(%)	負傷(件)	割合(%)	負傷(件)	割合(%)	負傷(件)	割合(%)	負傷(件)	割合(%)
総数	1,088,487	6.50	1,078,605	6.44	1,053,962	6.32	1,030,882	6.22	991,013	6.02
小学校	381,461	5.83	372,108	5.73	359,950	5.58	352,425	5.49	344,087	5.36
中学校	381,560	10.93	374,903	10.86	359,703	10.57	342,919	10.28	318,734	9.78
高等学校等	259,262	7.33	264,196	7.50	266,588	7.58	265,571	7.59	255,630	7.38
高等専門学校	2,640	1.73	2,694	4.70	2,523	4.40	2,409	4.21	2,248	3.94
幼稚園	21,724	2.15	19,270	1.72	18,279	1.70	18,107	1.78	17,323	1.79
幼保連携型 認定こども園	—	—	5,332	2.15	7,138	2.09	9,240	2.14	11,714	2.29
保育所等	41,840	6.47	40,102	2.16	39,781	2.17	40,211	2.22	41,277	2.30

(2) 負傷と疾病の発生件数

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	負傷(件)	疾病(件)	負傷(件)	疾病(件)	負傷(件)	疾病(件)	負傷(件)	疾病(件)	負傷(件)	疾病(件)
総数	1,004,440	84,047	994,442	84,163	967,794	86,168	946,052	84,830	908,584	82,429
小学校	359,534	21,927	350,983	21,125	339,107	20,843	332,113	20,312	323,962	20,125
中学校	351,031	30,529	344,577	30,326	329,057	30,646	313,034	29,885	290,723	28,011
高等学校等	233,295	25,967	237,360	26,836	237,839	28,749	237,094	28,477	227,632	27,998
高等専門学校	2,427	213	2,461	233	2,309	214	2,187	222	2,083	165
幼稚園	20,157	1,567	17,846	1,424	16,929	1,350	16,726	1,381	16,019	1,304
幼保連携型 認定こども園	—	—	4,880	452	6,473	665	8,395	845	10,696	1,018
保育所等	37,996	3,844	36,335	3,767	36,080	3,701	36,503	3,708	37,469	3,808

(3) 死亡の発生件数の推移

学校の管理下における死亡について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。

なお、供花料とは、死亡事故において、対自動車事故など第三者から本センターの死亡見舞金を上回る損害賠償が支払われたために、死亡見舞金を給付しなかったものに支給されるものである。

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	死亡(件)	供花料(件)								
総数	51	32	63	26	47	35	57	24	74	10
小学校	7	7	9	7	12	6	10	8	13	3
中学校	25	5	23	1	13	6	16	4	27	1
高等学校等	13	19	27	17	20	20	27	11	28	6
高等専門学校	2	0	1	0	0	3	1	0	1	0
幼稚園	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	—	—	1	0	0	0	1	0	1	0
保育所等	3	1	2	0	1	0	2	1	4	0

※給付した校種の件数である。

(4) 障害の発生件数の推移

学校の管理下における障害について、過去5年間の推移状況は下表のとおりである。「治ゆ時」の欄は、傷病が治ゆし、障害の状態となったときに在籍した学校種別ごとの件数であり、「原傷病発生時」は、障害を残すものとなった傷病が発生したときに在籍した学校種別ごとの件数である。

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	治ゆ時(件)	原傷病発生時(件)								
総数	409	409	431	431	388	388	398	398	403	403
小学校	65	96	49	87	57	92	51	93	71	96
中学校	103	123	109	137	80	103	98	124	88	124
高等学校等	225	153	256	185	234	172	233	163	229	160
高等専門学校	3	3	5	4	2	2	6	4	4	2
幼稚園	3	12	3	4	1	4	3	5	7	11
幼保連携型認定こども園	—	—	1	1	2	3	2	0	1	1
保育所等	10	22	8	13	12	12	5	9	3	9

3 死亡見舞金の給付対象となる災害の範囲

給付の対象となる災害の範囲	
死 亡	学校の管理下において発生した事例に起因する死亡及び学校給食等による中毒・熱中症等所定の疾病に直接起因する死亡

4 障害見舞金の等級別障害程度一覧

日本スポーツ振興センターが障害見舞金を支給する障害は、児童生徒等の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち、下表に掲げる障害である。

なお、歯牙障害については、当センターの認定基準において若干緩和した運用をしており、前歯の場合は3本以上でなく2本の欠損でもその歯牙欠損の補綴を行うための両側の歯牙についても歯科補綴を行ったものの歯数に算入することとしている。

等級	障害
第一級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの
第二級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

<p>第五級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
<p>第六級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
<p>第七級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睪丸を失ったもの
<p>第八級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失ったもの

第九級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 一耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したのもの 14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 15 一足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
第十級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第十一級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの 9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

第十二級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 一手の小指を失ったもの 10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの
第十三級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 正面視以外で複視を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 一手の小指の用を廃したもの 8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第十四級	<ol style="list-style-type: none"> 1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の障害に該当しない障害であって、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

**学校の管理下の災害【令和元年版】
平成30（2018）年度データ**

令和元年11月 発行

発行 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学 校 安 全 部

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

TEL 03-5410-9154（安全支援課直通）

FAX 03-5410-9167

URL <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

本書の無断複写複製（コピー）及び内容の無断転載を禁じます。

学校の管理下の災害【令和元年版】

平成30（2018）年度データ

<https://www.jpnsport.go.jp/>